

令和5年9月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和5年9月7日(木)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和5年9月7日(木) 午前 9時04分
散 会 日 時	令和5年9月7日(木) 午後 2時19分
委 員 長	羽 鳥 健
委員会出席委員	
委 員 長	羽 鳥 健
副 委 員 長	後 藤 耕 佑
委 員	大 塚 佳 之      川 崎 葉 子      藤 村 孝 志 古 山 大 輔
委員会欠席委員	なし
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 7 3 号	鴻巣市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 7 4 号	令和 5 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 6 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 7 5 号	令和 5 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 7 7 号	令和 4 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認 定
第 7 8 号	令和 4 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認 定
第 8 3 号	令和 4 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認 定

委員会執行部出席者

危機管理監	佐々木 紀 演
参事兼危機管理課長	金子 学
(市民生活部)	
市民生活部長	関根 則 男
市民生活部副部長	武田 昌 行
自治振興課長	小野田 直 人
市民課長	加藤 勝 美
国保年金課長	高橋 亮 介
(環境経済部)	
環境経済部長	高坂 清
環境経済部副部長	堀越 延 年
環境経済部副部長	宇野 彰
環境経済部参事兼環境課長	長澤 和 弘
環境課副参事	山崎 忠 義
環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長	小林 弘 樹
商工観光課長	清水 健 紀
道の駅整備プロジェクト課長	福智 秀 一
農業委員会事務局長	板倉 秀 行
吹上支所副支所長兼地域グループリーダー	竹井 豊
吹上支所市民グループリーダー	川又 敦 子
川里支所副支所長	吉田 勝 彦
川里支所地域グループリーダー	生川 由 美

書記	佐伯 幸 子
書記	大谷 直 樹

(開会 午前9時04分)

(委員長) ただいまから市民環境常任委員会を開会いたします。

初めに、委員会記録の署名委員を指名いたします。大塚佳之委員と川崎葉子委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第73号 鴻巣市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第74号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分、議案第75号 令和5年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)、議案第77号 令和4年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、議案第78号 令和4年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計決算認定について、議案第83号 令和4年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計決算認定についての議案6件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第73号の条例の一部改正について、次に議案第74号の一般会計補正予算、次に議案第77号の一般会計決算認定について審査を行います。次に、市民生活部に係る特別会計の補正予算及び決算の議案第75号、議案第78号、議案第83号について、議案ごとに審査を行います。審査は全て、執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、議案第77号の一般会計決算認定については、歳入と歳出は直接関連していることから、歳入歳出を一括して説明をし、質疑、討論、採決を行いたいと思います。

また、質疑については、質疑する内容をよく整理していただき、補正予算及び決算については、予算書及び決算書のページ数及び事業名を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、議案審査終了後、視察研修について採決を行いたいと思います。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第73号 鴻巣市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(参事兼危機管理課長) 議案第73号 鴻巣市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律による新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、本条例において2点の変更が必要となりました。1点目は、法の一部改正により条文が整理され、改正前の法第44条で規定されていた職員の身分の取扱いについての内容が改正後の法第26条の8に規定されたことから、条例において引用している条番号を変更するものです。

2点目は、法の一部改正により、感染症の発生及び蔓延の初期段階から職員の派遣を要請することが可能となり、手当の名称が新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当から特定新型インフルエンザ等対策派遣手当に変更となったことから、条例における当該手当の名称を変更するものです。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(川崎) では、まず本市において鴻巣市災害派遣手当等の支給に関する条例を適用した例があるのか、もしあれば具体的に示してください。

(参事兼危機管理課長) これまでに本市が災害派遣手当を支給したことはございません。

以上です。

(川崎) では、一部改正する今回の条例により何がどのように変わるのか、今文言の整理というようなことはあったのですけれども、具体的には何がどのように変わると考えるのか伺います。

(参事兼危機管理課長) まず、感染症の発生及び蔓延の初期段階から迅

速、的確な措置を講ずるための仕組みを整備するために、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が発令される前であっても、政府対策本部が設置された段階から廃止されるまでの間、災害派遣等の要請をすることができることとなります。このようなどころが大きく変わった点となります。これに伴いまして、手当の名称、それから引用する条文の位置が変わりまして、条ずれが起きたところで修正がされるものでございます。以上でございます。

（川崎）この条例なのですけれども、法改正の施行期日が令和5年9月1日ということだと思えるのですけれども、例えば6月議会で条例案を提出するという考えはなかったのかどうか伺います。

（参事兼危機管理課長）こちらの条例改正は、国の法律の改正に伴うものでございまして、本年の8月14日に新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令が公布され、こちらの施行日は9月1日と定められてございます。これに合わせまして速やかに法律と条例の整合性を図るため、9月議会に提出させていただいたものでございます。

以上でございます。

（大塚）この機会なので、ひとつ分かればお伺いしますが、いわゆる職員の派遣ということになると、例えばどこら辺までが派遣の対象になるのか。エリアでいうとですね。それは今のところ、過去には実績がないということなのですけれども、何かルールというか、取決めがあるのでしょうか。

（参事兼危機管理課長）こちらの災害派遣手当の支給は、まず1つが災害対策基本法、それから武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、それから新型インフルエンザ等対策特別措置法、大規模災害からの復興に関する法律、これらに基づく派遣になりますので、まずこちらが認定される事態というものが基本となります。

それから、一般的に職員が派遣とか他市に応援に行くというのは、初動期、応急期、短期間で職員の身分の異動を伴わないものは応援という形になりますが、復興期、復旧期、長期にわたり身分の異動を伴う、こち

らを派遣ということですのですみ分けてございます。過去に鴻巣市でも東日本大震災において復旧事業に従事するため、岩手県大船渡市に3名の職員を派遣してございます。こちらは災害派遣手当の対象となっております。以上でございます。

（大塚）もしこの派遣手当の部分で発生した場合、今後、この手当の費用自体は鴻巣市単独での支出になるのか、当然来るべきものが来て、それを充てるといふ、それはどちらになるのでしょうか。

（参事兼危機管理課長）こちらは、派遣手当についてですが、派遣職員の旅費等につきましては、法令により派遣を受けた都道府県、市町村が支給することとなっております。最終的には、これほどの復旧、復興というものになりますから、後に国からの手当、それから救助法その他大規模震災特別措置法等の適用になるとその部分で充当される可能性はございますが、基本的には派遣を受けた都道府県、市町村が支給することになっております。

以上でございます。

（藤村）災害の件なのですけれども、派遣の件なのですけれども、その流れというのがちょっとよくいまいち分からないのですけれども、例えば職員の方がインフルエンザで蔓延してしまっていて、業務が成り立たないというときに多分応援という意味で派遣なのかなと思うのですけれども、その派遣というのは、その市から直接鴻巣市に派遣依頼があるのか、それとも県や国を通してあるのか、それとも最初からこういう状態が起きた場合には鴻巣市としては派遣しますよということで登録というのかな、そういうのをしておくのかな、それがちょっとよく分からないのですけれども、その辺ちょっと教えてもらえたらと思います。

（参事兼危機管理課長）こちらに関しては、先ほども申し上げたとおり、例えばですが、震災が一番分かりやすいかと思うのですが、大災害が起きた際に、初動期において救援活動、応援活動をする場合は市町村が応援という形になります。ただ、長期にわたり、身分の異動を伴う復旧、復興というようなものに関しては、市町村、都道府県が要請し、国からその当該市町村に対して派遣をされるという形になります。

以上でございます。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第73号 鴻巣市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第74号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(藤村) 補正予算書19ページの交通安全啓発事業なのですが、その中に自転車乗車用ヘルメット購入費補助金200万円というのがあるのですが、その算出根拠と、予算がなくなり次第終了になるかということと、希望者が多い場合にはさらに追加補正があるのかということです。

それと、それって自転車を……

(何事か声あり)

(藤村) では、希望者が多ければさらに追加補正があるのかということなのですけれども、その辺ちょっとお聞きします。

(自治振興課長) 助成額2,000円の1,000件分を上限として考えております。上限となり次第終了となりますが、実際始まるのが11月1日からの申請期間となりますので、その後の12月補正というのは難しいのかなと今の時点では考えております。

以上です。

(藤村) これあくまでも申請主義ということによろしいわけですね。

(自治振興課長) そのとおりでございます。

(藤村) 1つ2,000円で、1,000人ということなのですけれども、その1,000人という根拠というのは何かありますでしょうか。

(自治振興課長) 4月から条例改正しているということで、少しでも早くお出しできればという趣旨で11月からなのですが、やはり今その時期、11月からスタートで、ちょっとどのくらいの数字か未確定なところはありますのですけれども、まずは半年を切っていますので、1,000件を目途に計上したところでございます。

以上です。

(藤村) では、11月からということなのですけれども、既にその前から購入された方というのはどのような対応をされるのか、対応がないのか、その辺ちょっとお聞きしたいのですけれども。

(自治振興課長) 今のところ、遡りのことは考えておりません。

以上です。

(藤村) 続きまして、同じく19ページ、公共交通維持事業についてなのですけれども、エネルギー価格高騰に係る公共交通運行支援事業946万2,000円というのがあるのですけれども、これは主にガソリン代としてよろしいのか、またその補助金946万円の算出根拠と、各事業所に対しての割当金は何を根拠に算出しているのかをちょっと質問いたします。

(自治振興課長) こちらは、コロナ禍において利用者が減少し、また社会情勢の変化によりコロナ前への回復が難しい中、エネルギー価格高騰の影響を受け、さらに厳しい状況となっている市内交通事業者に対して

緊急的に支援を行う事業ですが、本市の公共交通において重要な役割を担っている市内を運行する路線バス事業者及び市内に営業所のある法人タクシー事業者へエネルギー価格高騰等の影響を緩和するための支援を交付しているわけですが、主に燃料費やタイヤ代、オイル代と考えております。

また、946万円の算出根拠ということですが、市内で運行している路線バス事業者3社に対して、1事業者当たり基本額50万円、1方面当たり50万円を支援するもので、3社6方面で450万円、また市内で運行するタクシー事業者5社に対して、1事業者当たり基本額50万円、1車両当たり3万円を支援するもので、5社82台で496万円となり、合計946万円を補助するものとなります。

以上です。

（藤村）基本額が50万円ということで、あとは車両に対して1台幾らということで支給ということなのですかけれども、その車両の大きさというのは特には関係なくということと考えてよろしいのでしょうか。

（自治振興課長）特に大きさとかは問うておりません。

（藤村）そして、今後そのような補助事業というのは定期的に行われるのでしょうか。ガソリン価格も、政府がこの間言っていましたけれども、10円ぐらい安くなると言っているのですけれども、そうなった場合はおやめになるのか、でも10円といっても高いですから、そのまま継続されるのか、定期的に継続があるのか、その辺ちょっとお聞きしたいのですけれども。

（自治振興課長）この補助事業は、国からの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用する予定であります。今後同様な交付金があった場合は支援できたらと考えております。

以上です。

（大塚）それでは、分かりやすいところで、同じく19ページのヘルメットの件です。先ほど委員の質疑の中で1,000件分の1,000件はどのような意味の数字ですかということ伺ったのですが、逆に2,000円という単価

を、補助金ですね、補助額を算出するに当たって、ヘルメット1個当たりの単価見込み、どのぐらいのものを想定して2,000円補助というのが決まったのか、この金額の点については見解があるでしょうか。

(自治振興課長) ヘルメット、いろいろお店行きますと価格がピンキリになるのですけれども、まず先進市のいろいろ意見、情報も聞いた上で、大体2,000円とかが多かったということもありまして、実際その中でSGマークとか、そういうので限定していくわけなのですけれども、大体そういうマークがあると3,000円以上はするのかなという中で、そのうちの2,000円ということで、そのような根拠で2,000円を決めたところですので、以上です。

(大塚) さらに、今のところは追加の予算は見込んでいないということではありますが、例えば1,000件分の予定を立てて、これから11月から執行します。当然のことながら、結果として1,000件があつという間に終わってしまうことも考えられるし、逆に言うと、それに達しない場合もなきにしもあらずかなと思います。もし1,000件に満たない場合があるとすれば、そういうふうなことがあるということを知らなかったとか、それからやっぱり手間がかかるので、2,000円程度ではいいやという方もいらっしゃるかと思います。1,000件が消化できた場合はいいのですが、もし1,000件に到達しなかった場合、ここで質問ですけれども、令和6年度の予算にもヘルメット購入補助、これは今の段階で検討されているのかどうか、この点はいかがでしょうか。

(市民生活部副部長) それでは、今後についてなのですけれども、まず1,000件につきましては、他市、同規模の自治体の実施なんかを参考に1,000件計上しております。期間も短いので、十分1,000件でいけるかなということで計上させてもらっていますけれども、この事業自体が普及、促進、ヘルメットの着用の促進を図るためにはやはり一定期間必要だと考えておりますので、来年度もこの事業自体は実施していきたいと考えております。

(大塚) 続きまして、29ページでしょうか、環境課です。この中の彩北広域清掃組合の部分であります。今回は、先ほどの説明のとおり再計算

したところ、これだけの減額というのは理解をするところです。今回再計算をするに当たって、手本というか、基準となった計算というのは、鴻巣市がもう一つ関わっている中部環境保全組合、そちらに準じた形という理解でよろしいでしょうか。

（環境経済部参事兼環境課長）大塚委員のご質問にお答えいたします。当然、埼玉中部環境保全組合もしくは北本地区衛生組合のほうでもそういった割合を参考にさせていただいて、なおかつこの負担金に関しては、本市がもともと平等割15%、ごみ量割85%ということで要望書を提出させていただいて協議をさせていただいたものなので、その要望が受け入れられたということもあって、この割合ということになっています。以上です。

（大塚）いわゆるこの件は、先ほどの説明にもありましたが、年度が替わる前の段階から、ある程度何回かの機会をうかがいながら進めてきたという説明だったと思います。たまたま今いるこの委員会のメンバーも、この4月からの方も数人いらっしゃるので、過去の経緯、経過、簡単で結構ですので、こんなタイミングでこの話が始まって、紆余曲折がありながら今回の減額に至った、そこら辺、概略で結構ですので、説明を求めます。

（環境経済部参事兼環境課長）お答えさせていただきます。こちらの負担金の行田市との協議に関しましては、一番初めが令和元年12月に負担割合の変更を求めて行田市のほうに要望書を提出させていただきました。その後、令和3年1月から13回にわたり行田市と協議を重ねてまいりました。昨年度もまた再度要望書を提出させていただいたりとかしておりまして、ようやく本年度の1月に今ご提示させていただいている割合に両市が合意して、今現在に至っているところです。以上です。

（大塚）最後の質問になります。今回は補正ということで提案されているわけですがけれども、当然これに準じた形で次年度予算については反映されるという認識でよろしいでしょうか。

(環境経済部参事兼環境課長) お答えさせていただきます。

来年の予算につきましては、彩北広域清掃組合のほうからまだ負担金がお示しされておられませんので、あくまでも予測ということになりますが、今回補正で上げさせていただいているのが6か月分の金額になりますので、掛ける2倍程度減額されるの見込んでおります。

以上です。

(川崎) 1点、ここで聞けるのかどうかは分からないのですが、ページ数が15ページですか、歳入のほうになりますけれども、国保年金課で療養給付費負担金還付金が計上されております。そこに関連してという話になるのですが、令和4年の10月1日から75歳以上の方等で一定以上の所得がある方は医療費の窓口負担割合が2割になります。今もうそういうふうになっているわけなのですけれども、その窓口負担割合が2割となる方には負担を抑える配慮措置というのがありますよね。令和4年10月1日から令和7年の9月30日までの間の中で、2割負担になる方については、外来医療の窓口負担割合の引上げに伴う1か月の負担増加額を3,000円までに抑えますということなのですけれども、この辺のことについて、実際にどのように行われているとか、周知されているのかどうか、そういうことについて、もしお分かりになれば伺いたいと思います。

(国保年金課長) お答えいたします。

基本的に給付というか、保険証を使って病院にかかって、それに対する本人さんの自己負担と医療機関への支払いといった基本業務については、広域連合のほうで行ってはいるところではあるのですけれども、本市のほうといたしましても、昨年10月に保険証、後期高齢の保険証については、国保もそうなのですけれども、有効期限1年、8月1日から翌年の7月31日までの1年間の保険証を発行しているところですが、先ほど委員からご指摘あったように10月1日から負担割合が変わるといった中で、昨年度につきましては、まず2か月間有効なものを、保険証をお送りします。これは、従来どおりの3割と1割の方に判定の結果の負担割合を示した保険証。改めて全員に対して、2割というのが

新設されることとなりますので、10月1日から7月31日までの有効な保険証を交付したところでございます。今回の分類につきましては、負担割合の変更につきましては、3割の方が2割になるということはありませんでしたので、1割の方の中で新しい判定基準に従って2割になる方ということであったのですが、1割で変わらない方、3割で変わらない方も皆さん全て、これは医療機関に対する説明責任、説明を分かりやすくするという意味もあるのですけれども、広域連合のほうからの指示に従いまして10月1日から7月31日までの10か月有効なものを全員に出したと。その際に、負担割合が変わりますよというところについての保険証と一緒にダイレクトメールということで説明の通知をお出ししているといったところがスタートになっております。実際のそれぞれの割合の医療費の数字につきましては、広域連合のほうが管理していますので、今ちょっとすぐここでは提示できる数字を持っていないのですけれども、経緯としてはそのようなことになってございます。

以上です。

（後藤）19ページの交通安全啓発事業、ヘルメットについて私からも質問が2点ございまして、まず1人当たりの購入個数制限があるのかというところと、この補助を使うに当たっての申請に必要なものというのはどういったものを想定されているのか伺います。

（自治振興課長）こちらの場合は、1人1点となっております。  
また、今回想定しておりますのは、実際市民の方が……

（何事か声あり）

（自治振興課長）1個です。1人につき1つになります。  
今回想定しているのは、市民の方がお店に行って、お店で例えば5,000円のヘルメットを買うとき3,000円で買えるというような形になりまして、特に市に申請していただくということはないスタイルを考えております。そのときに必要となる書類等なのですけれども、こちらのほうは、自転車屋さんへ申請するので、自転車屋さんへ本人確認とかそういうのを申し出ていただくことを想定しております。具体的には、保険証とか、免許証とか、例えば父親が子どもの分を買うとき、子どもと一緒に駆け

ばいいのですけれども、本人確認みたいな形で子どもの保険証とか、そういうのがあればというふうに想定しております。

以上です。

(後藤) ありがとうございます。まさに家族の分まで買いに来た人たちがちゃんと買えるのかなというのが不安になったので、今質問しました。お答えいただいております。

(古山) それでは、先ほどのヘルメットの件で、もう一点質問させていただきます。

購入場所は、市外で買った場合は対象になるのでしょうか。

(自治振興課長) 今、市内の販売協力店を想定しております。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時46分)



(開議 午前9時47分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(大塚) すみません。今休憩中にこんな疑問が出たということで数人から声が出たので、あえて伺いますが、ヘルメットの件です。

例えばAの店で買った場合、それが1回使ったというのが確認取れるのかどうなのか。場合によると2個も3個も10個も100個も買うことが可能である可能性があるのか、そこら辺はどのようにチェックをするのか、しないのか。補助対象者の限定といえますか、チェック、それは何か今ルールがあるのでしょうか。

(市民生活部副部長) まず、販売協力店ですけれども、こちら市内に自転車販売店17店舗ほどありまして、そちらに事業実施に当たって聞き取り調査のほうをさせていただきました。その中で10店舗ほど現在のところ協力をしていただける予定となっております。そちらの店舗で購入者が市内在住の方かどうかというのは身分証明書のほうで確認をして手続、2,000円引きで販売をしてもらうといった形になります。

二重申請については、当然違うお店で買うと分からないという部分がございますので、他市でも同様の形態で補助制度を実施している自治体も

ございますので、そちらのほうで確認等を取った中で、やはりそういった心配もあるので、まず補助金の返還について要綱でうたうと。市のほうで調査した結果、2回申請している場合とかがあれば返還を求めることができる。また、それを事前に防ぐためということで、購入時に申請をやっぱり書いてもらうのですけれども、お店のほうで、その際に誓約ということで、初めて購入しますというところを誓約をもらうとか、そういった工夫もしていきたいと思います。実際にそういう実施をしている自治体に確認したところ、やっぱり何個も買った悪質な事例というのは見受けられないという返事をいただいておりますので、そういった部分も含めてしっかり制度設計をしてスタートしたいなど、お店と協力しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

(藤村) ヘルメットの件なのですけれども、例えば同じヘルメットで事業者さんによって金額が違うのか。違ってしまおうと、2,000円補助出るから、では通常は5,000円で売っているのを8,000円にしますとか、そういうのはちょっと怖いなと思うし、若干お店によって値段は、同じものでも金額は違うのかなというふうに思うのですけれども、金額の設定というか、統一性というのか、そういうのはどのようにお考えなのでしょうか。

(市民生活部副部長) 市内の店舗で販売されているヘルメットというのがもうほぼ安全基準マークがついたものということで伺っております。安全基準がついたものというのがやっぱりおおむね4,000円以上はするという話を聞いておりますので、安全基準を満たしたものについて店頭価格から2,000円引きという形を取りますので、全く同じかどうかというのは分からないのですけれども、現在販売されている店頭価格から2,000円引きで販売をしていただくという形を考えております。

(藤村) では、同じもので、お店によって金額が違ってても、別にそれは構わないということなのですか。かなり大幅に違わなければということ考えてよろしいのでしょうか。

(市民生活部副部長) お店によってやっぱり仕入れの関連とかで価格が

違う場合もあると思いますので、あくまでも店頭価格から2,000円引きと。この販売協力店については、市民の購入する方がお店を選んでいただくというような形を取りますので、価格については市のほうは調査をしたりということは考えておりません。

(藤村) 市民の方が、鴻巣市内取りあえず協力店舗は10社ということなのですけれども、1個1個回って一番安いところというのを探するのは結構きついですよね。その場合ってやっぱり何かそこのお店のホームページとか、市のホームページか何かでそういう、それはできないと思えますけれども、そのお店のパンフレットではないですけれども、ここはこれが幾らだよって、そういうものというのは市民の方が見て分かりやすいようなものというのは、そういうのはできないのですか。

(市民生活部副部長) 販売協力店の10店舗につきましても、やっぱり大きいお店で店頭にたくさんヘルメットが並んでいるお店もあれば、注文を受けて取り寄せるというお店もありますので、あくまでもやっぱりお店の側で、当然市の補助なんかはPRしてもらってもいいのですけれども、お店にポスターなんかもちよっと掲示したいなというふうに考えておりますけれども、あくまでもやっぱりお店側で金額のほうは設定してもらって、それに対して市民の方が購入に行くと。それ以上はなかなか市のほうは関与できないということでちょっとご理解いただきたいと思えます。

(古山) すみません。まだヘルメットの件なのですけれども、やはり先ほどからお話しありましたとおり、例えばその10社が談合して、始まる期間中から急に2,000円上乗せした金額をみんなで一斉に売り出したりとかという場合もあるではないですか。今の現状の単価をできれば把握しておいたほうがいいのかなって。どういうふうに考えますか。

(市民生活部副部長) 市内の販売協力店、こちらもう自転車の販売ということで市内でずっとお店をやられている関係もありますので、そういった話をして金額を操作するということは、ちょっと想定しておりません。現在のヘルメットの価格というのはある程度調査しておりまして、やっぱり通常の商品というのが、安全基準を満たしたものが大体4,000円

台ぐらいと。ちょっとおしゃれな帽子みたいなタイプだと8,000円からすると。子ども用なんかは3,000円からあるというような話も聞いておりますので、大体の価格は把握しておりますけれども、お店全体で何が幾らというのは調査のほうは行っておりません。

(藤村) もう一点だけなのですけれども、販売店から、では何月にはこのヘルメットが定価が幾らの何個販売しましたよと、そういう報告があるわけですよ。ただ単に、では2,000円の補助、2,000円掛ける何人というわけではないですよ。幾らのものが何個売れたという、そういう報告の受け方でよろしいわけですよ。

(市民生活部副部長) 流れとしましては、市の補助を使って販売した分を毎月取りまとめて市のほうに請求をしてもらうような形を取る予定でございます。その請求書については、幾らのものを売ったというのが、販売価格が3,000円以上という設定がございますので、幾らの品物を売って、2,000円の補助が何件ということは提出してもらって、チェックのほうはかけたいと思っております。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第74号 令和5年度鴻巣市一般会計補正予算(第6号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時59分)

---

(開議 午前10時20分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第77号 令和4年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時18分)

---

(開議 午前11時40分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

(説明省略)

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時59分)

---

(開議 午後零時58分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑ございませんか。

(古山) それでは、まず128ページ、パスポートセンター管理運営事業について、こちら消耗品費が昨年度より上がった理由を教えてください。

(市民課長) パスポートの発行手数料ですけれども、交付の際に必要な金額を収入印紙及び埼玉県証紙により納めていただくことになるのですが、その収入印紙等はパスポートセンターにおいて販売しております。パスポートの発行に必要な手数料分、これをパスポートセンタ

一のほうで事前に購入しております。令和4年度につきましては、コロナ禍からの回復傾向があり、パスポートの交付件数が令和3年度の317件から977件と約3倍となっております。このため、消耗品費ということで収入印紙等の購入費用が増えたことにより増額となっております。以上です。

(古山)では、4年度の利用者数を伺います。

(市民課長)利用者数ということなのですが、交付件数ということでよろしいでしょうか。4年度につきましては、先ほど言いましたように977件です。

以上になります。

(古山)ありがとうございます。

それでは、5年度の見込みをどのように考えているか伺います。

(市民課長)5年度につきましては、直近の情報になりますけれども、8月末までの状況になりますが、交付件数につきましては、一月当たり今100件を超えるような状況になっております。多い月が今150件ぐらいいっていますので、掛ける12ということで1,500とかそのぐらいにはいくかなと思います。(令和5年9月8日開催9月定例会市民環境常任委員会会議録P1. 発言の訂正あり)

以上です。

(古山)それでは、130ページのコンビニ交付事業についてお伺いします。こちらでも昨年より委託料が上がった理由を伺います。

(市民課長)コンビニ交付システムですが、5年の契約期間が昨年の9月末をもって満了しました。その関係から、10月から新たなコンビニ交付システムに切り替えました。その関係で、令和4年度につきましては、令和3年度と比べますと、主な費用としてシステム構築費用が約950万円、データ連携構築費用が約170万円、クラウド使用料、新しい方式はクラウド化にしておるのですが、クラウドの使用料が約220万円の費用が発生したため、その部分が令和3年度に比べて増額になっております。

以上です。

(古山) 今後マイナンバーカードがさらに増えると思いますけれども、これからまたコンビニでの交付が増えると思うのですけれども、今後の見込みを伺います。

(市民課長) マイナンバーカードの普及率も7割を超えております。令和4年度のコンビニ交付の利用率ですけれども、約20%になっております。直近の状況を見ますと、さらに20%以上、25%とかになっておりますので、さらにカードを持っている方は増えていますので、25%とか3割近くいくのではないかなというふうに考えております。以上です。

(古山) ありがとうございます。それでは、276ページの市営駐車場管理運営事業についてお伺いいたします。こちらの負担金、補助及び交付金の再開発ビル管理費負担金が昨年より増えた理由を伺います。

(商工観光課長) こちらの金額が増えた理由なのですけれども、エルミこうのす商業棟の4階にございます平面の駐車場防水修繕工事費負担金として市の分として負担した分が3,355万ですか、税込みでありましたので、その分増えたということが主な理由となっております。

(古山) それでは、施設修繕はどの部分を行っているのか伺います。

(商工観光課長) 先ほどもちょっと触れましたが、商業棟の4階の部分となっております、ちょっと説明が難しいのですけれども、駐車場が野ざらしになっているという部分ってお分かりになりますか。住宅棟とかあるところ、病院ですとか、なでしこさんですか、とか入っているところの前の部分、野ざらしになっている部分なのですけれども、あちらが全体の共用部分になっているのですが、そこを市が占用で駐車場として使用しているというところがございますので、そちらの防水工事というところで、市の応分ということで負担しているというところでございます。

以上です。

(古山) ありがとうございます。では、276ページのにぎわい交流館管理運営事業についてお伺いいたします。

す。こちらの修繕料なのですけれども、周辺市民からの苦情で排気ダクトを下から屋上への改修工事とのことですが、周辺に住宅があるのに設計時に分からなかったのでしょうか。伺います。

（商工観光課長）設計当時は指定管理者がまだ決定していない段階で、実際にどういったメニューを出すのか具体的にまだ進んでいなかったというところがございまして、実際に指定管理者が決まって、メニュー等が決まった中で、ちょっと匂いの強いものをメニューとしてそろえたということで周辺から苦情が出てしまったというところで、当初想定していなかったというところがございましたので、このような修繕等を行ったというところがございます。

以上です。

（古山）当時決まっていなかったということで、まだ何をするか分からなかったとは思いますが、結局は飲食店をやる上で高い設計料を払っているのに、当時設計士はそういう飲食店で匂いが強いとか弱いとかでやっぱりそういう設計とかがって分からなかったのか伺います。

（商工観光課長）当初は、どちらかというところと軽食、例えばサンドイッチですとか、そういったものの施設を想定していたというところで、今現在カレーですとか、スパゲッティですとか、そういったものを実際指定管理者のほうで提供していただいているのですが、設計当初はそういったところまで想定していなかったというところが原因だったというふうに伺っています。

以上です。

（古山）だとしても、やはりこの修繕費に関しては、市が全面的に負うのはいかがなものかなと思うのですけれども、伺います。

（商工観光課長）ご指摘のとおり、どうだったのかというのは確かに見込みが甘かったというところは否めないところがあると思うのですけれども、繰り返すようではございますけれども、当初そこまで本格的なメニューと云っていいのでしょうか、というところまで想定していなかったところで、こちらにつきましては市の施設ですので、市のほうで修繕等を行ったというところがございます。

以上です。

（古山）それでは、にこのすの貸出施設の利用状況を教えてください。

（商工観光課長）貸出状況といいますと、2階の部分ということでよろしいでしょうか。2階につきましては、多目的室と食品加工室と貸出しできる施設が2つございます。まず、多目的室でございますが、こちらにつきましては、まず貸切と一部利用という貸出しの区分けがございまして、貸切につきましては午前、午後の貸し館業務ということになっております。こちらの貸切については140件、人数に直しますと1,250人の利用がございました。一部利用、いわゆる時間貸し、こちらにつきましては47件、111人の利用がございました。

次に、食品加工室でございますけれども、こちら24件の利用、人数に直しますと133人の利用となっております。

以上です。

（古山）それでは、営利目的で利用する場合、利用料金が150%と書いてありますけれども、この営利目的での利用はありましたでしょうか。伺います。

（商工観光課長）営利目的、すみません、そこまで正直言って確認していなかったのですが、実際に利用の中で写真展、写真屋さんが自分の業務を拡大するためにそこで写真を撮ってサービスを提供するとか、そういうような貸出し等を行ったことは承知しておりますので、そちらをどのような料金体系で取ったかまでは、すみません、確認しておりませんでした。

（古山）にこのすの月の売上げ、また年間の売上げを伺います。

（商工観光課長）まず、年間の売上げでございますが、約1,200万となっております。あと、何でしたっけ。月ですね。月額ベースに直しますと100万5,000円程度の売上げとなっております。

（古山）売上げ的にはあまり多くないと思うのですが、この売上げを上げるための今の策とかはあるのでしょうか。伺います。

（商工観光課長）毎月、指定管理者とはモニタリングという形でいろんな月ごとの業務の報告等受けておりまして、それ以外に売上げ等、正直

言って芳しくないところもございますので、その点について実際に相対でお話をさせていただいております。その中で、にこのすの対策としましては、まず知名度、あそこで施設で何をやっているのかよく分からないというような実際にご意見等をいただいておりますので、外のイベント、昨年でいいますと商工観光課で所管しておりましたイベントですとか、あとはそれ以外にも民間のイベント等に参加して、にこのすという名前の知名度を上げるためにいろんな活動をしているところです。今後の活動としましては、にこのす独自のイベント等を実施して集客等を図るということを考えているというふうに伺っております。

以上です。

（古山）では、にこのすの売上げがよくなった場合、委託料は減るのか伺います。

（商工観光課長）委託料等については、減るというふうなことはございません。

以上です。

（古山）では、売上げが上がれば上がったほどその業者は潤うということでしょうか。伺います。

（商工観光課長）最初に指定管理者を募集する仕様書の段階で、2,200万円（P. 22「200万円」に発言訂正）を超える収入があった場合は、超えた金額の2分の1を市に納付するというような形で指定管理者の募集をかけております。それを超えた場合、市に幾らかのお金を返していただくというような当初からのお約束になっているというところでございます。

すみません、ちょっと金額のところもう一度確認させていただきますので、ちょっと止めていただいでよろしいでしょうか。

（委員長）暫時休憩いたします。

（休憩 午後1時40分）



（開議 午後1時52分）

（委員長）では、休憩前に引き続き会議を開きます。

(商工観光課長) 先ほどのところでございますが、私のほうで2,200万円を超えるというふうに説明させていただきましたが、実際は200万円の利益が出た場合、そこを超えた部分について2分の1、利益が出た場合は市のほうに戻していただくと。例えば300万円利益が出たら100万円がその部分、超えている部分になりますので、そのうちの50万円を市のほうに納付していただくということになります。

以上です。

(古山) すみません、利益というのは、そのの売上げプラス燃料費だったり、人件費だったり引いた部分の売上げということでしょうか。

(商工観光課長) そうです。通常に入りと出の差額分で実際に利益が出た分が幾らかというところだと思います。

以上です。

(古山) 現状、利益は出ている状況でしょうか。

(商工観光課長) 現状で、毎月報告等いただいておりますが、収入等についてはなかなか厳しい状況が続いているというところで、今後も指定管理者と色々な情報等を共有しながら、その辺について改善等を行っていくということで今進めているところでございます。

以上です。

(古山) それでは、委託先なのですけれども、当初5社ほどあったと思うのですが、その中の内訳というか、5社は何をやろうとしていたか今覚えておりますか。伺います。軽食なのか、例えばハンバーグとか、そういう匂いが出るものとかというのはどういう割合だったのかお伺いします。

(商工観光課長) すみません。手元に資料がないので、正確なちょっとお答えができないので、申し訳ないのですが、分からないというところをお願いいたします。(令和5年9月8日開催9月定例会市民環境常任委員会会議録P41. 発言の訂正あり)

(古山) では、当初やはり軽食程度を考えていたっておっしゃいましたが、やはりその軽食をやめた理由、その業者がやめた理由は分か

りますか。教えてもらえますか。伺います。

(商工観光課長) 当初市で想定していたのが、軽食ですとか、その程度のものかなと思って考えていたところですが、実際に指定管理者のほうからこういったメニューが提供できるという中で、現在のアイル・コーポレーションさんのほうでいろんなメニューの提供がいただけるということで、今現状の施設を運営しているというところだと思います。以上です。

(古山) 当初その募集をかけるときにも、軽食だったら軽食って恐らくうたって募集かけると思うのですけれども、伺います。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 5 6 分)



(開議 午後 2 時 1 6 分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

(商工観光課長) ご質問ですけれども、所管前の事案となりますので、正直こちらのほうで把握していないところもございます。また、令和 4 年度の今回の決算の内容になりますので、そちらについてもお答えについては難しい状況ということでご理解いただければと思います。

以上です。

(古山) では最後に、月の経費、かかった経費と年間のかかった経費をお聞きします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 1 7 分)



(開議 午後 2 時 1 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(商工観光課長) 実際にかかった支出の金額というところで、こちらについてはモニタリングとしても報告させていただいておりますが、金額で約 4,680 万弱程度が実際にかかった支出と経費でよろしいかと思えます。

以上です。

（委員長）本日の審査はこの程度にとどめ、散会といたします。  
明日は午前 9 時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。  
本日は大変お疲れさまでした。

（散会 午後 2 時 1 9 分）